

責任準備金の算出方法書 作成支援業務

公募要領

1. 公募要領
2. 公募仕様書
3. 公募申請書

平成27年3月

独立行政法人日本貿易保険

責任準備金の算出方法書作成支援業務

公募要領

責任準備金の算出方法書作成支援業務について、以下の要領で募集します。

1. 公募事項

- (1) 契約名称 責任準備金の算出方法書作成支援業務
- (2) 契約金額 500万円程度
- (3) 詳細 別紙「公募仕様書」のとおり
- (4) 納入場所 独立行政法人日本貿易保険
- (5) 公募方法 「3. 応募要領」のとおり

2. 契約条件等

- (1) 契約期間は契約締結日から平成27年5月31日までとする。
- (2) 契約書中に、少なくとも、再委託の禁止、監督・連絡調整等、守秘義務、損害賠償、契約解除、準拠法・管轄裁判所、定めのない事項等についての協議、等に関する条項を盛り込むものとする。
- (3) 契約後、申請書類等において虚偽の事実が判明した場合や関係法令等に違反したことが判明した場合には、当方から当該契約の解除を申し出ることができるものとする。

3. 応募要領

(1) 応募資格及び要件

下記の①、②及び③を満たす者とする。

① 下記(a)～(c)のいずれにも該当しない者であること。

(a) 当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者。ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であって契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。

(b) 次の各号のいずれかに該当すると認められる者であって、その事実があった後二年を経過しない者。なお、代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、同様とする。

ア 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者。

イ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者。

ウ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者。

エ 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者。

オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者。

カ 前各号のいずれかに該当する事実があった後二年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人、その他の使用人として使用した者。

(c) 上記(b)に該当する者を企画提案の代理人として使用する者。

② 経済産業省所管の契約に係る競争参加者資格審査事務取扱要領(昭和38年6月26日付38会第391号)により、平成25・26・27年度経済産業省競争参加資格(全省庁統一資格)において、「役務の提供等」の「A」、「B」又は「C」に格付されている者であること。なお、特別な理由により日本貿易保険が参加を認めたものはこの限りではない。

③ 公募仕様書の6.に掲げる専門家の要件を満たす者を既に雇用している又は雇用する予定であって、公募仕様書に掲げる業務を適切に実施可能な者(法人格を有する者に限る)。

(2) 応募期間

① 応募開始 平成27年3月6日(金)

② 応募締切 平成27年3月26日(木)(17時必着)

(3) 応募方法

① 提出書類

(a) 公募申請書: 1部

公募申請書をお読みの上、該当項目を記載し、提出ください。

(b) 見積書: 1部

(c) その他公募申請書等を補足するための必要書類: 1部

② 提出方法・提出先

e-mailにより次のアドレス宛に提出願います。

※pdf形式にて、「keiei-g@nexi.go.jp」宛てに送付すること。

(日本国内からの郵送及び持参も可とするが、郵送する場合は書留郵便等の配達記録が残る方法に限ります。なお、提出期限までに必着のこと)。

③ 提出された書類に不備がある場合は、審査対象とならない場合があるので注意すること。

④ 申請書の内容については、追って日本貿易保険担当者から確認を求める場合がある。確認が出来なかった項目については、要件を満たさなかったものとする。

⑤ 本件に関する問い合わせは、電子メール及びFAXのみで受け付けるものとする。

応募書類に関する問い合わせ先

(担当部署)

〒101-8359 東京都千代田区西神田3-8-1 千代田ファーストビル東館3階

独立行政法人 日本貿易保険 総務部 経営企画グループ

e-mail: keiei-g@nexi.go.jp

FAX:03-3512-7660

4. 応募案件の審査等

- (1) 公募締め切り後、非公開の技術審査委員会による審査(5. 選考基準を参照)を行い、採択する者を決定する。
- (2) 採択決定後、契約条件の協議等が整い次第、速やかに契約を締結する。
- (3) なお、申請書類等において、虚偽の事実が判明した場合には、契約候補対象者から除外するものとする。

5. 選考基準

技術審査委員会は、「3. (1)応募資格及び要件」を満たしている提案について、提出された公募申請書及び添付書類等を基に、(1)組織(人員体制、契約実績等)、(2)業務実施体制(実施計画、管理・支援体制、業務に従事する専門家の経験、実施能力等)の観点を踏まえた審査を行い、募集案件に適合していると判断された案件を契約候補案件として決定する。

6. 選考結果通知

技術審査委員会による選考結果については、結果確定次第、3月下旬を目途に、速やかにNE XIホームページで公表する。

なお、応募者は、選定理由については不問とし、審査結果について異議を申し立てることができないものとする。

7. その他

受理した申請書及び添付書類は返却しないものとする。ただし、機密保持には十分配慮する。

なお、採択された場合には「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」(平成13年12月5日法律第140号)に基づき、不開示情報(個人情報、法人の正当な利益を害する情報等)を除いて、情報公開の対象となる。

以上